

証 拠 説 明 書（1）

2026（令和8）年6月12日

原告 訴訟代理人 弁護士 畠田 健治 外6名

※「標目」欄に原本・写しの記載がないものは、民事訴訟法231条の2の電磁的記録として提出するものである。

号証	標 目	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲001	行政文書開示請求書	令7・12・26	原告	本件開示請求	
甲002	行政文書開示決定通知書	令8・2・6	北海道開発局長	本件開示決定	
甲003	行政文書の開示の実施方法等申出書	令8・2・26	原告	原告が開示実施手数料として1900円分の収入印紙を貼付して、請求対象行政文書全部につき電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付を求める開示の実施方法等の申出を行ったこと	
甲004-1	連絡書面（開示実施手数料が不足である旨）	令8・3・17	北海道開発局	原告の開示実施方法等の申出に対し、処分行政庁が開示の実施を拒否したこと	
甲004-2	行政文書の開示の実施方法等申出書（甲4-1とともに返送されたもの）	收受印：令8・3・9	收受印：北海道開発局	処分行政庁が開示の実施の拒否に併せて開示の実施方法等の申出書を原告に対し返送したこと	
甲005	『行政法Ⅱ〔第六版〕行政救済法』塩野宏著（抜粋）	2019・4・30	㈱有斐閣	行政事件訴訟における「処分性」の概念、判断基準等について	
甲006	『コンメンタール行政法Ⅱ行政事件訴訟法・国家賠償法〔第2版〕』室井力、芝池義一、浜川清編著（抜粋）	2006・11・10	㈱日本評論社	「公権力の行使」の概念、判断基準等について	
甲007	『行政事件訴訟法の解説―「法曹時報」第十五巻第三・四号登載―』杉本貞吉	昭38・8・5	財団法人法曹会	「公権力の行使」の概念、判断基準等について	

甲008	『詳解 情報公開法』総務省行政管理局編	平13・2・28	財務省印刷局	情報公開法の立法時における手数料についての考え方（制度を利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数料の納付が定められたこと、利用しやすい額への配慮を行うものとされていること等）	
甲009	『新・情報公開法の逐条解説 〔第8版〕』宇賀克也著	2018・12・10	(株)有斐閣	情報を電磁的記録としてコピーして開示することは紙での開示に比べ簡便で低コストであること、手数料の減免の限度額を2000円としたのは一般的な開示請求であれば開示実施手数料が2000円を超えることはないと考えられたからであること等	
甲010	「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知」	令4・2・10	内閣府大臣官房公文書課長	行政文書につき作成・保存等一貫して電子的に管理することが国の方針であり、紙媒体で取得した行政文書であってもスキャナ読み取りにより電子媒体とした文書を正本として管理することができるものとされていること等	